

一般社団法人C I W検査業協会 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程

制定	平成14年	7月17日
改正	平成22年	4月22日
改正	平成22年	5月12日
改正	平成26年	8月7日
改正	平成29年	8月8日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人C I W検査業協会（以下「本会」という。）が「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付制定、平成28年3月31日付27都市建企第1305号改正、以下「東京都取扱要綱」という。）第12条第6項の規定に基づく知事が指定する機関となるにふさわしい組織として、東京都の建築工事における品質確保の遂行に関し常に第三者性を保ち、正確かつ公正な検査業務を行い、社会からの信頼性を高めることを目的として、登録申請機関の審査判定等のために本会会長の基に設置する本会鉄骨溶接部検査機関倫理委員会（以下「鉄骨溶接部検査機関倫理委員会」という。）の必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 この鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程及び同運用規定の審議
- (2) 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程に基づく倫理委員会の開催
- (3) 一般社団法人C I W検査業協会鉄骨溶接部検査機関審査基準（以下「C I W検査業協会審査基準」という。）の制定、改定、廃止
- (4) 登録申請者の審査基準に基づく審査の実施と判定結果の東京都への答申及び登録申請手続き
- (5) 登録検査機関の要綱規定義務事項の実施状況の定期的な審査
- (6) その他、上記(1)～(5)に関する必要な業務

(倫理委員会の構成)

第3条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び特定行政庁、指定確認検査機関、一般社団法人東京都建築士事務所協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、一般社団法人日本建設業連合会並びに一般社団法人日本溶接協会からの推薦を受けた者により構成する。
- 3 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の審議を主宰する。
- 5 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の下部に、前条の任務を遂行するための専門

委員会を設置する。

6 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の事務局を本会事務局に設置する。

(委 嘱)

第4条 委員長及び副委員長並びに委員は、本会会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会等の招集)

第6条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会は、年数回開催することとし委員長が招集する。

(委員会の定足数等)

第7条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、その出席委員の過半数で決し、可否が同数であるときは、委員長の決するところに従う。ただし、当該議事につき、予め書面でもって委任状を提出したものは出席者とみなす。

(職務の代行)

第8条 前各条に定める委員長が行うべき職務は、委員長が不在の場合は副委員長がこれを代行するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、本規程の適用に際し知り得たすべての事柄について守秘義務を負う。

(鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の運用)

第10条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の運用については、別に定める運用規定による。

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬及び交通費等については、別に定める運用規定による。

(監 査)

第12条 前第10条及び第11条について、適正な運営が図られていることを確認するために、本会監事が年1回監査を行い、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会への報告を経た後、本会通常総会時に監査結果を報告するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

- 1 この規程の制改廃は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の議を経て行う。
- 2 この規程は、本会理事会の議を経てから施行する。